

○吹田市人権施策審議会規則

平成12年3月31日規則第13号

改正

平成14年3月29日規則第16号

平成17年3月31日規則第17号

平成19年11月9日規則第73号

平成24年3月30日規則第33号

平成28年3月31日規則第24号

令和元年9月12日規則第10号

令和2年3月31日規則第56号

吹田市人権施策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市人権尊重の社会をめざす条例（平成12年吹田市条例第9号）第5条第6項の規定に基づき、吹田市人権施策審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 吹田市人権施策基本方針に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に係る基本的な計画に関する事項
- (3) その他人権に係る重大事態に関する事項

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 市民 3人以内
- (3) 市内の公共的団体等の代表者 3人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部人権政策室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成17年 3 月31日規則第17号)

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年11月 9 日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。(ただし書省略)

(以下省略)

附 則 (平成24年 3 月30日規則第33号)

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月31日規則第24号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月12日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月31日規則第56号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。